

多くの合格者が支持する、  
情報集約・知識整理ツールの決定版!  
「新版デュープロセス」とも完全連動!

# 直前チェック

## 試験に出る論点総まとめシリーズ

[竹下貴浩著 早稻田経営出版]

本書は出題頻度の高い重要論点を、各科目・テーマごとに問いの形で掲載し、その答えの形で具体的に解説しています。各テーマの終わりには過去問での実際の出題例を載せており、実戦問題にすぐ取り組むことができます。直前期にその真価を最大限発揮するため「直前チェック」という名称を採っていますが、重要な論点をまとめた論点集として、学習初期段階から活用することが有効です。



※表紙デザインは変わる場合がございます。

## テーマ 1

## 権利の主体

### Check Point

權利能力、意思能力、行為能力

1. 権利能力の意義をいえ。
- [答] 私法上の権利義務の主体となることのできる地位または資格のこと。私権の享有は、出生に始まるので(民83-1)、人は生まれれば当然に権利能力を取得する。生まれたばかりの子であっても、強度の精神障害のある者でも、権利能力を有する。

2. 誰に対して権利能力は認められるか  
(答) 自然人及び法人  
法人とは、法

テーマ1 複製の主体

4. 例外的に胎児が生まれたものとみなすとされる場合の法律構成に関する2つの説をあげよ。

(答)停止条件说と解除条件说。前者は、「胎児の間は、権利能力は認められず、したがって、胎児の条件付権利を保全すべき代理人はなし」。胎児が生れて生まれると、そこで取得した権利能力が胎児間始や不法行為の時にさかのぼって存在したものとされるべきではない」と解する。後者は、「胎児の間でも、生まれたものとみなされる範囲内では、その事実の生じた時から制限的な権利能力がある」。このため、胎児も出生している人と同様に取り扱い、法律関係を処理する」と解する。

5. 権利能力の終期はいつか。

(答)死亡のときに限られる。なお、失踪宣告の効力は、被宣告者を死亡したものみなすものであるが、

## 思考パターンを修得!

各ポイントは「問い」とその「答え」の形式になっているので、試験で要求される思考パターンが修得できます。

**学習進度、理解度の管理ができる!**

『チェック欄』に理解度をチェックできるため、学習進  
度や理解度の管理ができます！

**重要項目を確認。知識の定着に有効!**

『チェックポイント』では過去の本試験で出題された論点、今後出題が予想される論点をテーマごとに掲載。重要論点が一目で分かります!

**本試験レベルの問題で理解度を確認!**

テーマごとに「参考過去問」を掲載。  
今チェックした「チェックポイント」が実際どのように本試験で出題されたかをすぐ確認でき、実戦力も身につきます！

テーマ④

参考過去問

1. 検見、保佐及び補助に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものはどれか(15・4改)。
- ア 検見開始の審判及び補助開始の審判は、いずれも、本人が請求をすることができる。
- イ 成年被検見人がした行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても、取り消すことができる。
- ウ 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを要する法定の行為に關し、その一部について保佐人の同意を得ることを要しない旨を定めることができる。
- エ 保佐人の同意を得ることを要する行為につき、保佐人が被保佐人の利益を害する行為に同意しない場合には、家庭裁判所は、保佐人に代わる許可を求め得る。
- オ 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを要する法定の行為に關し、その一部について保佐人の同意を得ることを要しない旨を定めることができる。